

令和7年度毒物劇物取扱者試験受験案内

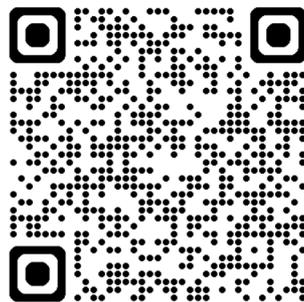
山梨県

【注意】

- 1 試験当日は次の事項を厳守してください。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症などの感染症に罹患している方は、周囲の者に感染を広げないようにご配慮ください。
また、試験会場で検温させていただくことがあります。
 - (2) マスク着用は個人の判断が基本となります。変更がある場合は山梨県ホームページ上^{*1}(<https://www.pref.yamanashi.jp/eisei-ykm/dokugeki.html>)に掲載しますので、パソコン又は携帯電話等で確認してください。
 - (3) 会場敷地内での私語等は謹んでください。
 - (4) 換気等により良好な試験環境を保てないことも考えられますので、室温の寒暖に対応できる服装で受験してください。
 - (5) 会場内のゴミ箱の使用は禁止します。ごみは必ず持ち帰ってください。
 - (6) 会場内では、食事はできません。(事前に会場の外で済ませて、お越しく
ださい。)

- 2 地震・災害・鉄道の遅れ等により、試験を延期等する場合や、注意事項をお知らせする場合は、山梨県ホームページ上^{*1}に掲載しますので、パソコン又は携帯電話等で確認してください。その場合、出願者への個別連絡は行いません。
なお、試験の延期等に伴う受験者の不便、費用、その他の個人的損害については責任を負うことはできませんので、ご了承ください。

- 3 受験願書を受理した後は、納付された手数料については返還できませんので、上記の内容を十分にご承知のうえ、申請してください。



※1 山梨県毒物劇物取扱者試験ホームページ

1 試験日時

令和7年12月13日(土) 午前10時から正午まで

午前9時30分までに集合してください。試験室への入室は午前9時からを予定しています。また、午前10時30分以降は、入室(受験)できません。

2 試験場所

ジットプラザ(甲府市高畑2-19-2)

*注意 受験者数によっては他の会場での受験となる可能性があります。
試験場所については、受験票でご確認ください。

3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 受験資格

学歴、年齢及び性別は問いません。

なお、次の方は、毒物劇物取扱責任者になることができますので、受験する必要はありません。

- (1) 薬剤師
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第50条に規定する高等学校又はこれと同等以上の学校で、応用化学に関する学課を修了した者(ただし、化学に関する科目を所定の単位数以上に修得している者に限る。)

また、次の方は、試験に合格しても毒物劇物取扱責任者となることができません。

- (1) 18歳未満の者
- (2) 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

5 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則の別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則の別表第二に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験（筆記方式）

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則の別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則の別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

6 試験時間

科 目	試験時間
・ 毒物及び劇物に関する法規 ・ 基礎化学 ・ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法 ・ 実地試験（毒物及び劇物の識別及び取扱方法：筆記方式）	午前10時～正午

7 受験願書受付期間等

令和7年9月22日(月)から10月3日(金)まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。

ただし、郵送による受付を希望する場合は書留郵便とし、令和7年9月22日(月)から9月26日(金)までの消印のあるものを有効とします。

8 受験願書受付方法

(1) 持参による受付

- ① 甲府市在住の受験者……甲府市保健所 衛生薬務課 **☎055-237-2550**
(甲府市相生 2-17-1 健康支援センター2号館 2階)
- ② 甲府市以外の県内在住の受験者…各保健福祉事務所（保健所）
 - 中北保健所 衛生課 **☎0551-23-3071**
(韮崎市本町 4-2-4 北巨摩合同庁舎 1階)
 - 峡東保健所 衛生課 **☎0553-20-2751**
(山梨市下井尻 126-1 東山梨合同庁舎 1階)
 - 峡南保健所 衛生課 **☎0556-22-8151**
(南巨摩郡富士川町鰻沢 771-2 南巨摩合同庁舎 2階)
 - 富士・東部保健所 衛生課 **☎0555-24-9033**
(富士吉田市上吉田 1-2-5 富士田合同庁舎 1階)
- ③ 県外在住の受験者…山梨県福祉保健部衛生薬務課薬務担当 **☎055-223-1491**
(山梨県甲府市丸の内 1-6-1 (県庁本館 5階))

(2) 郵送による受付

郵送による場合は、山梨県福祉保健部衛生薬務課薬務担当のみで受け付けます。郵送による受付を希望する場合は書留郵便とし、令和7年9月26日(金)までの消印のあるものを有効とします。それ以降の消印のものについては、受け付けませんのでご注意願います。

郵送先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1

山梨県福祉保健部衛生薬務課薬務担当 あて

9 提出書類

- (1) 受験願書 …… 2通（正副各1通。ただし、県外在住及び郵送による受付を希望する受験者は正1通。）
- (2) 住民票 …… 1通（本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載が無いもので、発行日から6ヶ月以内のものに限ります。）
- (3) 写真 …… 1枚（正に貼付）（提出前6ヶ月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの、写真の裏面に氏名を記入すること。）を、願書の写真欄にはがれないように貼付してください。
- (4) 受験手数料 …… 10,500円（山梨県収入証紙による。前ページ「8 受験願書受付方法」(1)①、③及び(2)に該当する受験者は正に、(1)②に該当する受験者は副に山梨県収入証紙を貼付すること。消印はしないこと。）なお、郵送による受付を希望する場合も、必ず山梨県収入証紙により手数料を納入してください。

10 結果の発表及び合格証書の交付

(1) 試験結果の発表等

試験結果は、令和8年1月15日(木)午前10時に、合格者の受験番号を、県庁東側公報掲示板及び各保健福祉事務所（保健所）・甲府市保健所の掲示板に掲示するとともに、山梨県福祉保健部衛生薬務課のホームページに掲載します。

なお、電話による可否の問い合わせには一切応じません。

(2) 合格証書の交付

合格証書は、令和8年1月16日(金)から1月23日(金)まで（土曜日、日曜日を除く。）、受験願書を提出した各保健福祉事務所（保健所）・甲府市保健所で交付します。ただし、郵送の受験者は、福祉保健部衛生薬務課で交付します。

なお、合格証書の受領には、受験票が必要です。

交付時間は、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分までです。

合格証書の郵送を希望する方は、合格を確認後、受験票及び530円分の切手（簡易書留料含む）を貼付した宛先明記の返信用封筒（角2号：A4版が入る大きさの封筒）を同封のうえ、封書で受験願書提出先に申し込んでください。

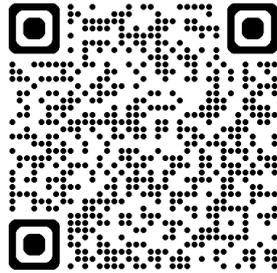
11 得点の開示

- (1) 受験者本人が、合格発表の日（令和8年1月15日(木)）から1か月間（2月13日(金)まで。（土曜日、日曜日、祝日を除く。））の午前8時30分（発表当日は午前10時から）から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、科目別得点及び総合得点を、山梨県福祉保健部衛生薬務課において、簡易な手続により試験科目別得点及び総合得点について提供の申出を行うことができます。
- (2) 受験票及び身分証明書等の受験者本人であることが確認できるものを持参してください。

12 注意事項

(1) 受験手続き

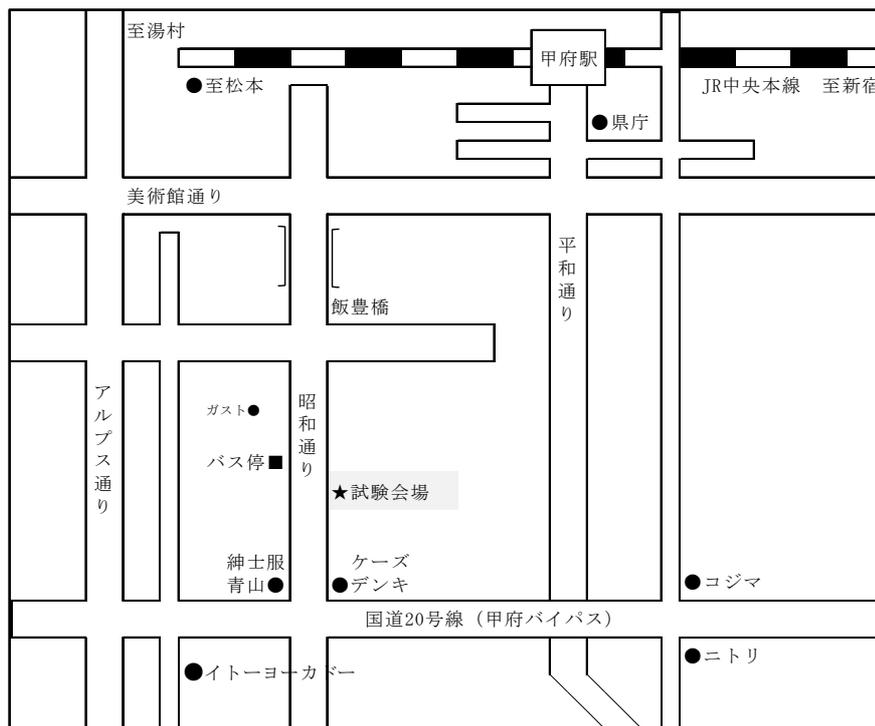
- ・ 受験願書の提出は、持参又は郵送とし、郵送の場合は必ず書留郵便としてください。
- ・ また、現金での受付はいたしませんので、ご注意ください。山梨県収入証紙の入手方法については、山梨県ホームページ^{※2} (<https://www.pref.yamanashi.jp/sui-kai/92858620979.html>) に掲載されていますが、不明な点は山梨県衛生薬務課薬務担当までご相談ください。(☎055-223-1491)



※2 山梨県収入証紙購入方法等ホームページ

- ・ 受験願書を受理したときは、令和7年12月1日(月)までに受験票を郵送しますので、受験票が12月5日(金)までに到着しないときは、山梨県福祉保健部衛生薬務課薬務担当に電話で申し出てください。
 - ・ 受験願書提出後は試験の種類の変更はできません。
 - ・ 受験願書提出後、本籍・住所・氏名を変更した者は、直ちに届け出てください。
 - ・ 受験手数料は申し込みを取り消し又は受験しなかった場合でも返還はしません。
 - ・ 受験者対象の事前講習会は実施していません。
 - ・ 身体に障害がある方で受験の時に配慮が必要な受験者については、受験願書提出までに、山梨県福祉保健部衛生薬務課薬務担当へ電話でお申し出ください。(☎055-223-1491)
- ### (2) 試験
- ・ 受験票及び筆記用具(HB鉛筆・プラスチック製消しゴム)は、試験当日必ず持参してください。
 - ・ 試験中は、携帯電話の電源を切り、机の上に置いてください。
 - ・ この試験についての問い合わせは、山梨県福祉保健部衛生薬務課薬務担当(☎055-223-1491)、各保健福祉事務所(保健所)又は甲府市保健所にしてください。

13 試験場案内図
ジットプラザ



アクセス

- ・ JR 甲府駅南口から山梨交通バス（昭和バイパス経由）「山梨大学医学部附属病院」行き「沼川橋」下車約1分
- ・ JR 甲府駅からタクシーで約10分又は徒歩約30分
- ・ 試験会場に駐車場はありますが、数に限りがあり混雑が予想されますのでなるべく公共交通機関などをご利用ください。